

社会人部 O-35 加盟規定

第1条 登録資格

登録者は以下の条件を満たさなければならない

1. 原則として足立区在住・在勤者であること、または執行部が認めたチーム・参加者
2. 9月1日時点で満年齢 34 歳以上であること、既に登録済みの登録者は三年間(2025 年度まで)の猶予を与える
3. スポーツ傷害保険に加入していること
4. 登録選手は、2つの加盟チームに重複で登録することができる

第2条 登録組織

加盟チームは15名以上で組織し、代表者、リーグ運営委員、審判委員各1名、および審判有資格者4名以上を置かなければならない、また審判有資格者2名を登録審判員として審判委員会に登録する

第3条 加盟申請

加盟希望するチームは文書(「原則」加盟申請書)をもって社会人部**壮年代表**(事務局)に加盟申請する

1. 加盟申請書
2. 登録申込書
3. 登録選手の顔写真(カラー)(縦 3cm × 横 2.4cm)、正面、無帽、無背景のもの
4. 会費(別途)

第4条 会費

各チームは次に定める会費を指定の期日までに納めなければならない

申請(振込)がされない場合は勝ち点「3」を剥奪する

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 協会加盟費 | 20,000 円 |
| 2. 社会人部 O-35 運営費 | 12,000 円 |
| 3. リーグ・区民大会参加費 | 10,000 円 |
| 4. 選手登録費 | 1,500 円／一人 |

第5条 新規申請期限

新規加盟申し込みは前年3月末を締め切りとする

第6条 加盟承認

申請を受けた社会人部壮年代表(事務局)は規定された資格を有していることを確認し、社会人部壮年役員会に諮かる、その後直近の運営会議(総会)での議決を持って加盟が承認される

第7条 ID カード発行

加盟が承認されたチームには登録選手一覧と登録選手全員の ID カードが支給される

第8条 加盟の継続・脱会

1. 脱会を希望する場合は、当該年度のリーグ終了時、または年度末の運営会議までに社会人部壮年代表、又は運営委員長に連絡する(出来れば文書が望ましい)、「脱会」の連絡が無い場合は、自動的に継続される
2. 継続は、年初に事務局から配布されたチーム登録選手一覧を参照し、新規登録選手・抹消選手等のとりまとめを行い、所定の書面で申請する
3. 年度初めの総会において新に修正されたチーム登録一覧が加盟チームに配布される
4. ID カードは原則として三年に一度、新たなものに更新・配布される。

第9条 事業協力

加盟チームは足立区スポーツ協会ならびに足立区サッカー協会が主催する、または主管する事業に協力しなければならない(従事当番性あり)

従事当番者には基本的に半日一人5,000円を支給される

第10条 規約規定の遵守

加盟が承認されたチームは、社会人部 O-35 規定、各種規定および運営マニュアル等を遵守し、競技の円滑且つ健全な運営に協力しなければならない。

第11条 違反行為

上記に違反し、協会機関より改善勧告を受けた後も改まらなければ除名となる場合もある

第12条 規定・規則の改廃

この規定・規則の改廃は、社会人部壮年議決機関の承認を必要とする

第13条 規定・規則の準用

この規定・規則で明らかなでない事項は、規約または執行部の決定に準ずる

第14条 規定・規則の施行

この規定・規則は、2018年4月1日より施行する

社会人部 O-35 運営規定

第一章 公式戦

第1条 公式試合

社会人部 O-35 が主催する公式戦は以下の通りとする

1. マスターズ・リーグ戦(1部・2部制)
2. 区民大会(旧マスターズ・トーナメント大会)

第2条 リーグ編成

1. リーグ編成においては、脱退・新規加盟チームの状況により編成を見直すこととする
2. リーグ編成を変更する際は運営会議にて承認を得る
3. 上記リーグ編成見直し時期はリーグ終了時から翌年リーグ開始までとする
4. 新規加盟チームは基本的に2部からのスタートとする
5. 非常時にはこの規定にあらず、執行部にて協議し、編成を決定する

第3条 区民大会(旧マスターズトーナメント)

区民大会は、運営会議にてトーナメント抽選を行い組み合わせ決定とする、日程は基本的に9月

第二章 資格

第4条 競技参加資格

社会人部 O-35 加盟規定、第一条「登録資格」の条件を満たしているもの

第三章 競技規則

第5条 競技規則

足立区が主催する試合は、基本的に該当年度における(財)日本サッカー協会競技規則に基づく、年度途中に改定があった場合は都度検討する、その他は下記に

1. 試合時間は、前後半50分とし、リーグ戦において延長戦は行なわない、区民大会においては原則即時三人制のPK戦にて勝ち上がり決定する
2. 試合の成立は試合開始前に最低8名の選手が揃っていること。
3. 選手の交代はメンバー表に登録された選手は随時交代が可能。また、再入場も可能
4. スライディングタックルは全面的に禁止とする⇒再開方法は直接フリーキックです
ペナルティーエリア内で GK 以外の守備側の選手がスライディングタックルのファールを行った場合、再開方法はペナルティーキックとなる。また、ペナルティーエリア内 GK によるスライディングタックルは、スライディングタックルの禁止にはあたらない
5. ユニフォームは原則各チーム、ホーム用アウェー用の二着を用意する
6. U-37 の登録者(4月1日時点で満年齢34歳以上36歳の登録者は、U-37とし)は、試合に同時に出場できるのは3名までとする
7. 重複登録者は、チームで6名まで登録できる。試合に同時に出場できるのは3名までとする

第6条 不戦試合の処置

不戦試合が生じた場合、勝チームは得点5、負チームは失点5とし、さらに勝ち点をマイナス3とする

第7条 順位の決定(リーグ)

リーグ戦順位は下記の勝ち点の合計により決定する。

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 勝(含む不戦勝) | 3点 |
| 2. 引き分け | 1点 |
| 3. 負け | 0点 |
| 4. 不戦敗 | －3点 |

勝ち点が同じ場合、次の順で順位が決定する。

1. 得失点差の多い順
2. 総得点の多い順
3. 当該チームとの対戦成績
4. 抽選

第8条 降格・昇格(リーグ)

基本的に1部下位2チームは2部に自動降格、2部上位2チームは1部に自動昇格
新規加盟チームの加入より、チーム数に変動が出た場合はこの限りでは無い

第四章 運営規則

第9条 競技の運営・設営

競技の運営・設営は基本的に別途「社会人部 O-35 運営マニュアル」に則って運営する

第10条 処分・制裁

本マスターズ・リーグ規定に違反した場合、社会人部 O-35 規約に定める社会人部 O-35 機関での議決を経て処分することができる

1. 処分者の処置として、リーグ戦において警告累計2回を受けたものは次の1試合を出場停止処分とする
2. 退場処分を受けたものは最低次の1試合を出場停止とし、事後の処分を運営委員会に委ねる
3. 警告や処分は年度を持ってリセットとする(リーグ・区民大会は引き継ぐ)

第五章 附則

第11条 規定・規則の改廃

この規定・規則の改廃は、社会人部壮年議決機関の承認を必要とする

第12条 規定・規則の準用

この規定・規則で明らかなでない事項は、規約または執行部の決定に準ずる

第13条 規定・規則の施行

この規定・規則は、2018年4月1日より施行する

代表(選抜)活動運営規定

第一章 登録資格及び活動

第1条 登録資格

代表選手の登録資格者は、次の条件を満たす者であること

1. 足立区サッカー協会の登録者であること
2. オーバー40代表(以下 O-40 代表)は年齢が4月1日時点で満年齢39歳以上であること
3. オーバー50代表(以下 O-50 代表)は年齢が4月1日時点で満年齢49歳以上であること
4. 他区サッカー協会の代表選手に登録をされていないこと
5. 東京都社会人1部リーグ以上の登録者でないこと

第2条 代表チーム種別

代表チーム種別・活動は下記の4チームのカテゴリーとする

1. O-40 代表チーム→東京都シニア連盟 TCL
2. O-40 エンジョイ選抜チーム→スポーツフェスティバル東京・墨東五区大会・鹿沼市交流その他交流試合等
3. O-50 代表チーム→東京都シニア連盟 TSL
4. O-50 エンジョイ選抜チーム→「2」O-40 エンジョイに準ずる

※前各号の公式戦を行うために必要な規則・要項は、別に定める。

第二章 代表監督・選手選考

第3条 監督選考

代表監督は社会人部 O-35 規約第 42 条に則り決定する

代表監督は通年の自らの活動を補佐する副監督(事務局)を一名、指名することが出来る、また指名された副監督にも社会人部 O-35 規約第 49 条に則り手当を支給する

第4条 選手選考

代表監督と強化委員会にて選手候補を選出し、所属チーム代表者に代表活動への参加を要請する

選抜(エンジョイ)メンバーが参加する大会は、参加することに意義がある大会が主となるため、勝利を捨てるわけではないが、社会人部壮 O-35 としての活動を重視するため、各チームから二名ないし三名の推薦をまずは募り、その中で代表監督と強化委員会にて選抜し、足りない場合は補充を行う

第5条 代表選手

上記選手選考の要請を受諾した選手は、可能な限り代表活動に参加する事

第三章 附則

第6条 費用および補助

O-40/50 代表とも、東京都シニアサッカー連盟の大会参加費用の一部が社会人部壮年より補助される、また個人負担額は各活動内にて、シーズン当初に選手の了承を得て決定する

第7条 規定の改廃

この規定・規則の改廃は、社会人部壮年議決機関の承認を必要とする

第8条 規定の準用

この規定・規則で明らかなでない事項は、規約または執行部の決定に準ずる

第9条 規定・規則の施行

この規定・規則は、2018年4月1日より施行する

改定履歴		
版番	制定・改定日	主な改訂箇所・理由
1	2013.10.31	新規制定
2	2018.04.01	内容を精査して改定
3	2019.04.01	壮年部加盟規定:第4条 申請(振込)期日の追加 第9条 事業協力誤字修正 従事当番者への手当て追加 壮年部運営規定: 2部(二部) 代表(選抜)活動運営規定:年齢(年令) エンジョイリーグ(50・60)運営要綱: 競技規則、第7条から第5条へ変更 事務局「高橋鉄也」へ変更 参加費:エンジョイリーグ50参加費改定
4	2020.4.1	エンジョイリーグ(50・60)運営要綱 (6)メンバー表の提出(助っ人について)O-50 限定 ①～③を追加 (13)試合の成立 助っ人についての例外を追加
5	2021/4/1	加盟規定 第1条 登録資格 4月1日時点で満年齢34歳以上に変更 運営規定 第2条 リーグ編成 5項非常時を追加 第5条 1項 リーグ編成を削除 代表(選抜)活動運営規定 第1条 登録資格 2項変更 エンジョイリーグ(50・60)運営要綱 (4)参加資格変更 O-50 は4月1日時点で満年齢47歳以上 O-60 は4月1日時点で満年齢 57歳以上
6	2023/4/1	新体制対応 壮年部を社会人部 O-35 に変更 加盟規定 第1条 登録資格 4月1日時点で満年齢37歳以上に変更 第3条 顔写真 条件追加 運営規定 スライディングタックルの再開を追加 O-50/60 運営要項 エンジョイを O-50/60 に変更 FAX を削除
7	2024/4/1	O-50/60 運営要項 役員と連絡先変更
8	2025/9/1	社会人部 O-35 代表を社会人部壮年代表とする 4月1日時点→9月1日時点とする 新規加盟申し込みは前年12月末→新規加盟申し込みは前年3月末 役職名変更 社会人部壮年部長→社会人部壮年代表 O-50/60 運営要綱は O-50/60 規約新規発行に伴い廃止